

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備)

第3条 条例第11条ただし書の規則で定める設備は、保育室及び各家庭的保育事業所等に特有の設備とする。

(食事)

第4条 条例第15条の規則で定める方法は、条例第11条の規定により家庭的保育事業者等が当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法とする。

(家庭的保育事業を行う場所の設備)

第5条 条例第22条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋（以下「専用の部屋」という。）を設けること。
- (2) 専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。
- (6) 前号の庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置すること。
- (8) 専用の部屋から避難階（直接地上へ通じる出入口のある階をいう。以下同じ。）又は地上のいずれかに通じる2以上の異なった避難経路を確保すること。
- (9) 専用の部屋を建築物の2階以上の階に設ける場合は、当該建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）であること。

(家庭的保育者の要件)

第6条 条例第23条第2項第3号の規則で定める資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教員又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師若しくは看護師となる資格とする。

2 条例第23条第2項第4号の規則で定める経験は、乳幼児を養育した経験又は3年以上の期間乳幼児に対する保育に従事した経験とする。

(小規模保育事業所A型の設備)

第7条 条例第28条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該小規模保育事業所A型の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を設ける建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (8) 保育室等を建築物の2階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。
- ア 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

イ アに掲げる施設及び設備が避難上有効で、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となる位置に設けられていること。

ウ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

- (9) 保育室等を建築物の3階以上の階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。
- ア 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項に規定する屋内に設ける避難階段にあっては、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。以下同じ。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造とする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋

イ アに掲げる施設及び設備が避難上有効で、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となる位置に設けられていること。

ウ 調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と当該調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

エ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

キ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（小規模保育事業所A型の職員）

第8条 条例第29条第2項の規定による保育士の数は、次に掲げる数の合計数（その合計数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た数）に1を加えた数以上とする。

（1） 乳児の数を3で除して得た数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において同じ。）

（2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児の数を6で除して得た数

（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童の数を20で除して得た数（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4） 満4歳以上の児童の数を30で除して得た数

2 条例第29条第5項第2号の規則で定める経験は、6年以上連続して乳幼児に対する保育に従事した経験とする。

（小規模保育事業所B型の設備）

第9条 第7条の規定は、条例第31条の規則で定める基準について準用する。

（小規模保育事業所B型の職員）

第10条 第8条第1項の規定は、条例第32条第2項の規定による保育従事者の数について準用する。

（小規模保育事業所C型の設備）

第11条 条例第34条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、衛生的な調理設備及び便所を設けること。

（2） 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

（3） 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

（4） 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該小規模保育事業所C型の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、衛生的な調理設備及び便所を設けること。

（5） 保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

（6） 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

（7） 保育室等から避難階又は地上のいずれかに通じる2以上の異なった避難経路を確保すること。

（8） 保育室等を建築物の2階以上の階に設ける場合は、当該建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。

（9） 保育室等を建築物の2階に設ける場合にあっては当該建築物が第7条第8号に掲げる要件に

該当し、3階以上の階に設ける場合にあつては当該建築物が同条第9号に掲げる要件に該当するものであること。

(保育所型事業所内保育事業所の設備)

第12条 条例第45条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、衛生的な調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、衛生的な調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を建築物の2階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。
  - ア 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
  - イ 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効で、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となる位置に設けられていること。

エ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

- (8) 保育室等を建築物の3階以上の階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。
  - ア 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項に規定する屋内に設ける避難階段にあつては、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造とする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効で、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となる位置に設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第13条 第8条第1項の規定は、条例第46条第2項の規定による保育士の数について準用する。この場合において、第8条第1項第3号中「第6条の3第10項第2号」とあるのは「第6条の3第12項第2号」と読み替えるものとする。

（小規模型事業所内保育事業所の設備）

第14条 第7条の規定は、条例第49条の規則で定める基準について準用する。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第15条 第8条第1項の規定は、条例第50条第2項の規定による保育従事者の数について準用する。この場合において、第8条第1項第3号中「第6条の3第10項第2号」とあるのは「第6条の3第12項第2号」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第5条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第7条第1号及び第4号（第9条及び第14条において準用する場合を含み、調理設備に係る部分に限る。）並びに第11条第1号及び第4号（調理室に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。